

第3回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

日 時	平成15年8月27日(水)午後1時30分開会		
場 所	稲沢市勤労福祉会館		
出席者	会 長	服 部 幸 道	
	副会長	友 松 隆 利	伊 藤 勇 夫
	委 員	吉 川 昭	伊 藤 澄 也
		織 田 克 巳	河 村 三 郎
		飯 田 辰 男	野 村 英 治
		天 野 晋	恒 川 宣 彦
		山 田 武 夫	鈴 村 清
		塩 田 郁 夫	鈴 木 恵理子
		山 内 孝 三	中 村 治 男
		片 山 柚美子	山 田 勝
		柴 田 隆 史	堀 田 裕 美
		古 池 庸 男	

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

< 報告事項 >

- 報告第1号 合併協議会だよりの発行について
報告第2号 合併協議会ホームページの開設について

< 協議事項 >

- 協議第1号 合併の方式について
協議第2号 合併の期日について
協議第3号 新市の名称について
協議第4号 新市の事務所の位置について

< 提案事項 >

- 提案第1号 財産及び債務の取扱いについて

- 提案第 2 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
- 提案第 3 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 提案第 4 号 地域審議会の取扱いについて

<意見交換>

- ・新市建設計画の総論（施策の大綱・主要指標の見通し・土地利用方針）検討について
- ・住民懇談会日程（案）について
- ・合併シンポジウムの開催計画（案）について

<その他>

- ・合併協議会の進め方について
- ・合併協議会開催予定について

5 閉 会

事務局（大野紀明 事務局長）

ただいまから、第 3 回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます合併協議会事務局長の大野紀明でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、ご報告申し上げますが、本日の会議には委員の皆様方 22 人の方が、全員出席されております。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第 8 条第 2 項の定足数を満たしていることを申し添えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつを申し上げます。

会長（服部幸道 稲沢市長）

高い席から失礼申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、第 3 回の稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議事につきましては、8 月 8 日の第 2 回協議会におきまして、ご提案させていただきました合併基本項目でございます「合併の方式」、「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」につきまして、ご協議をいただくものでございます。

また、「財産及び債務」、「議会議員の定数及び任期」、「農業委員会委員の定数及び任期」、「地域審議会」それぞれの取扱いにつきまして、新たにご提案をさせていただきます、委員の

皆様方のご意見を伺ってまいりたいと考えておるところでございます。

前回の協議会につきましては、ご提案させていただいております合併の基本項目につきまして、いろいろなご意見をいただきました。

合併の基本項目につきましては、今後の合併協議会、合併協議あるいは事務事業の基本となります重要な事項でございます。

委員の皆様の忌憚のない積極的なご意見を頂戴いたしますように、お願いを申し上げる次第でございます。

1市2町の将来に向けまして、実りある協議をしていただきますことをお願い申し上げます。簡単でございますが、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移らせていただきます。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることとなっております。

以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと存じます。

服部会長、よろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それでは、規約に基づきまして、議長の役を務めさせていただきます。

始めに、議事録署名委員の指名についてでございますが、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規定第7条第3項の規定において、議事録署名委員は議長において指名することとなっております。

今回の議事録署名委員は、野村英治 委員、また、鈴木 清 委員のお二人をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これより議事に入らせていただきます。

それでは、報告第1号「合併協議会だよりの発行」及び報告第2号「合併協議会ホームページの開設」につきまして、事務局の説明をお願い申し上げます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

合併協議会事務局次長の渡辺義憲です。よろしくお願いをいたします。

それでは、報告第1号「合併協議会だよりの発行」につきまして、ご報告を申し上げます。

協議会だよりににつきましては、先ほどのバインダーの3枚目のところに綴じさせていた

だいておりますので、よろしく願いをいたします。

この協議会だよりにつきましては、平成15年9月1日付けで発行をさせていただきます。

第1号の合併協議会だよりでございます。

1市2町の9月1日付けの広報と合わせて、全世帯に配布をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第1回協議会及び第2回協議会の提案と協議項目、合併住民懇談会及び合併シンポジウムの開催計画を掲載させていただいております。

次に、合併協議会のホームページの開設につきまして、お手元の資料1ページのほうをご覧ください。

今後、合併協議会での協議資料や議事録などを掲載し、広く住民の方に閲覧をしていただくということにいたしております。

なお、2番のところに掲げさせていただいておりますが、ホームページのアドレスにおきましては、<http://www.inazawa-sobue-heiwa.jp>でございます。

委員の皆様におかれましては、ご利用いただきましてご意見をいただきたいと考えております。

次のページに、ホームページの表紙を掲げさせていただいております。

ただ、「1市2町の紹介」、「市町村の合併」、「これまでの経過」、これらにつきましては、順次作業を始めさせていただいております。

でき次第、それぞれホームページ上で掲げさせていただく予定になっております。

よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

報告が終わりました。

ご質問、ご意見のある方は挙手をされまして、指名を告げられた後に市町の名前及び氏名を言われて、ご発言をいただくようお願いを申し上げます。

ご質問、ご意見ございましたら、頂戴いたしたいと思っております。

ご意見、ご質問はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

異議なしの声もでございますので、ただいまの報告につきましては、ご了解をいただいたものとさせていただきます。

第2回の協議会におきまして、協議第1号から第4号までの提案をさせていただきます。

たところ、委員の皆様方からいろいろとご意見をいただきました。

そのうち、協議第2号の「合併の期日について」と協議第4号「新市の事務所の位置」については、概ねご意見を頂戴いたしたのではないかと考えておりますが、この2つの事項から議題とさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声もございますので、それでは協議第2号と第4号から議題とさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

始めに、協議第2号の「合併の期日について」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を願います。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

資料7ページをお願いいたします。

協議第2号「合併の期日について」をご説明させていただきます。

協議第2号 合併の期日について

合併の期日は、平成17年3月1日とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

この協議第2号につきましては、前回8月8日に提案ということで詳細説明のほうをさせていただきますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

以上の報告を持ちまして、説明に代えさせていただきます。

よろしくお願いたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第2号の説明が終わりました。

ご質問、ご意見がありましたら、頂戴いたしたいと思っております。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、天野委員。

天野 晋 委員(祖父江町)

祖父江町議会の天野ですけど、期日の問題についてですけど、これを目標日とするという考え方については、祖父江町議会の特別委員会においても、了解はされておるわけです。

ただ、国の考え方、こういうものが流動的な側面もあるということで、一つだけ質問し

ますけれども、この3月1日という形で決めた場合には、これはもう基本項目であるので、これは変更、例えば、日にちをずらすとか、そういうことは不可能になるのか。

すべてがこれを変えらるとなると、この合併問題が駄目になるのか。

変更が可能なものかどうかについて、質問させていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいまの質問にお答えしてください。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

当然、大きな意味で申し上げれば、ここで決めていただければ、議決事項ということになるかと理解いたしております。

ただ、国のほうの動きも「だろう」という部分の状況でございまして、決定には至っておりません。

現段階におきましては、やはりお決めにいただくと、この日程が決定的な日にちと、私どもは現時点では理解をいたしております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

天野 晋 委員（祖父江町）

はい。協議事項の一つとして、再度ご協議が可能な範囲というふうに取り組みまして、祖父江町議会の対応としては結構だと、かように考えております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

古池委員さん、何かご意見ありますか。基本4項目の。

古池庸男 委員（愛知県尾張事務所長）

合併の期日ですけれども、一応、今のままかなところでは17年3月31日までに、ご案内かと思っておりますけれども、新市を誕生させなさいよと。

しかし、この前の国からの内容によりまして、それぞれの意思が確認されていけば、それは3月31日までに従来やっておりました対応策をそのまま準用しますよという言い方をしているわけですね。

それはその範囲でそれぞれ決めていただければいいわけですので、この地域において3月1日という一つの目標設定をして、それに合併をすると、新市を誕生させるという意味なら、それはそれで進めていただければいいと思います。

ただ、基本項目の「時期」というのは重要な項目の一つでありますので、これを目標にぜひお願いをいたしたいというところで、今日は留めておきたいと思えますけれど。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございます。

お聞きのように基本の項目でもございますので、やはり合意の中で進めさせていただきたいと思えますので、協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

この議案につきましては、ほかの委員の皆様方ご意見ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、この合併の期日につきましては、今のご決議のように17年3月1日という方向で進めさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

ほかにご質問もないようでございますので、協議第2号「合併の期日について」は、原案通り承認させていただくこととして、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、合併の期日につきましては、原案どおり承認されました。

続きまして、協議第4号「新市の事務所の位置について」を議題とさせていただきます。事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

23ページをお願いいたします。

協議第4号 新市の事務所の位置について

新市の事務所は、稲沢市稲府町1番地に置く。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

この協議第4号につきましても、先回の協議会で詳細説明をさせていただいております。

なお、次ページ以降、先回の資料そのものをつけさせていただいております。

以上を持ちまして、説明に代えさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局の方から協議第4号の「新市の事務所の位置」について、説明をさせ

ていただきました。

これに対しまして、ご意見、ご質問がありましたら、頂戴いたしたいと思います。

ご質疑はありませんか。

よろしゅうございますか。

ご質問もないようでございますので、協議第4号「新市事務所の位置について」は、原案のとおりご承認いただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議もないようでございますので、協議第4号「新市の事務所の位置について」は、原案通り承認されました。

続きまして、協議第1号「合併の方式について」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

3ページをお願いいたします。

協議第1号 合併の方式について

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する新設合併とする。又は 中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する編入合併とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

これにつきましても、8月8日の第2回で詳細説明をさせていただいておりますので、説明のほうを省略させていただきます。

前回と同様の資料を次ページ以降につけさせていただいておりますので、これをもちまして説明に代えさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議第1号の説明が終わりました。

この件につきましては、広くご意見をいただく意味からも、第2号委員、第3号委員の皆様のご意見も順次伺ってまいりたいと思いますが、ご意見をいただける方は、ご意見を頂戴したいと思います。ご意見はありませんか。

まず、2号委員の方から、それぞれご意見いただきたいと思います。

河村委員から。

河村三郎 委員（稲沢市）

稲沢市議会の河村でございます。

先般も申し上げましたように、私どもとしては、合併の手法につきましては、編入合併
でお願いできたらと思っております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

飯田委員。

飯田辰男 委員（稲沢市）

稲沢の飯田でございます。

私も編入合併が適切ではないかと考えております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

野村委員お願いします。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江町の野村でございます。

われわれ祖父江町議会といたしまして、私のそばにおります特別委員会を作りまして、
特別委員長として天野議員が委員長としてやっておりますので、詳細については後でお話
させていただきますが、基本的には、まだ私たちとしては、まだ材料不足ということで、
編入、新設と、それを早急に決めるべきではないというのが結論でありまして、基本的
には、初めの私たちの考えとしましては、新設合併という気持ちでございましたので、まだ
まだその理解を得るのが難しいという状態でありますので、よろしくお願いたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

天野委員。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町の天野ですが、先に特別委員会の中でこの問題についても討議したわけですが、
特別に編入だ新設だという格好には決めてない段階であります。

今後、このことで、この協議が壁にぶち当たるということは、できるだけ避ける方式を
考えたらどうか、というような考え方であります。

ただ、基本的な部分でありますけど、討議の中での問題でありますけど、前任の丹羽町長が3月議会の中で答弁をされた新設という方式が、町民の皆様には一定の理解をされた上で、この協議会に参加している。

こういう背景が大きくと、こういうところから非常に編入という方式でこれから協議を進めるとなると、大変、議会のほうから出ています私たちとしても、非常に協議に積極的に参加できにくい状況があると、そういう背景があることをご理解お願いしたいと思います。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）
恒川委員、お願いします。

恒川宣彦 委員（平和町）
平和町議会選出の恒川でございます。

最初に、先般欠席をさせていただきまして、誠に申し訳ございません。

先般提示されました件につきまして、今日、結論を出すべき役割だと思っておりますが、私どもも山田委員長、特別委員長ですが、早速、委員会を開催していただきまして、そして、いろいろ論議をしたわけでございますが、編入と新設とでは内容、中身についてまだまだ検討をしていく余地もあるし、今後の課題としてすり合わせ事項等の中で話し合いをしていったらどうだというようなことで、平和町の議会といたしましては、まだ編入とも新設とも決定しておりませんが、すり合わせ事項の中でいろいろ論議をしておけば、また目的達成になるのではないかと。

今日、現在におきましては、すべて個人一人ひとりにつきましては、稲沢市も平和もないと思います。

しかし、その中で集約的には、稲沢市は人口が一番多いわけでございますので、すり合わせの中である意味では新設になり編入になるだろうと思っておりますが、まだまだ私どもとしては、結論が出ておりませんので、その辺のところをひとつご了解していただきまして、今後この問題について、この下の問題もあると思いますので、いろいろ話し合いをして前進をしていきたいと、かように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）
山田委員、お願いいたします。

山田武夫 委員（平和町）

平和町の山田武夫でございます。

先回のこの会議の中で、私は新設合併を平和町としては、望んでおるといようなことを言いました。

その間、私どもこの会あるごとに、ただいま恒川委員が言われたように、会をすぐ議会で持ちます。

そんな中では、ただいま恒川委員長が言われたとおりでございますので、そのように進めて行きたいと、

かように思っております。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

それでは、3号委員の皆様方からもご意見いただきたいと思います。

鈴木委員から、ひとつお願いいたします。

鈴木 清 委員（稲沢市）

稲沢商工会議所の鈴木でございます。

今まで合併をされたところを見ておりますと、編入合併のほうが非常に多いように思いますので、できたら編入合併のほうがメリットがはるかに多いと思いますので、ひとつそういうふうにご理解をいただけたらと思います。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

次に、塩田委員。

塩田郁夫 委員（稲沢市）

稲沢市の塩田でございます。

ただいま、鈴木委員からお話がありましたけれども、やはり私としては、稲沢市に編入合併が適切ではないだろうかと思いますので、そのように申し上げたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

鈴木委員。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

稲沢市子ども会連絡協議会の鈴木でございます。

私も稲沢としては編入とお答えしたいところですが、まだ3回目ということで、内容だけを見ると、そんなに新設と編入の違いがよくわからないといいますが、一般住民にとっては、かかわってくるのがこの4項目とかを見ますと、それほど、どちらでもという感じに受けたんですね。

一応、私としては平和町と同じように、もう少し踏まえて、それからご意見をというふうに今回は思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございます。

それでは山内委員。

山内孝三 委員（祖父江町）

祖父江町の山内孝三でございます。

人口だとか財政力については、稲沢市が勝っておるということは、十分承知をしておりますけれども、結果はどうなるか分かりませんが、まず新設を目標に進めていただきたいと思っております。

中村治男 委員（祖父江町）

祖父江町の中村でございます。よろしく願いいたします。

先ほども議長からちょっとお話がございましたように、町民の皆様方は新設というのが、相当私のほうは言われております。

ですから、10月予定されております懇談会ですか、その動向を見まして、私は住民の皆様方の意見をお聞きしながら進めてまいりたいということでございます。

新設とか編入は、まだ考えてはおりません。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

片山委員。

片山柚美子 委員（祖父江町）

身に余る高い席についております祖父江町、片山でございます。

未熟な発言をお許しいたいて、私としてはまだ祖父江町の空気を読みきれておりません。

もう少し、時間をいただきたいと思っております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございます。

山田委員。

山田 勝 委員（平和町）

平和町の山田でございます。

私個人としては、新設合併をお願いしたいと思いますが、これから合併議論を進める上に、両論併記ということで住民のご意見を聞きながら進めていただきたいと、こういうふうに考えております。

どうかよろしくお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

柴田委員。

柴田隆史 委員（平和町）

平和町の柴田です。

私としては10月の住民懇談会でよく住民の方のご意見をお聞きして、そして、決めたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

堀田委員。

堀田裕美 委員（平和町）

平和町の堀田です。

私も編入とか新設とかということ、急に結論付けしないで、もう少し時間をかけている検討した中で、結論が出ていけばいいのではないかと、時間をかけて考えていきたいなと思っております。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

皆様方のご意見を伺わせていただきました。

ただいまのご意見を踏まえまして、他にご意見がございましたら、頂戴をいたしたいと思いを。

ご意見はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、織田委員。

織田克己 委員(平和町)

私、平和町助役の織田と言いますが、よろしく願いいたします。

ただいまのご協議を伺っておりますと、本日この場で方向を付けていくと言うのは、なかなか難しいのではないかと考えております。

ただいまの発言の中にありましたように、次回の協議会までには住民懇談会やシンポジウムが予定されておりますので、そこら辺の関係を踏まえ、広く住民の皆様の意見を伺いながら、このような意見を踏まえながら、引き続き1市2町で協議していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ありがとうございました。

ただいま、織田委員からこの議題の取扱いにつきましては、引き続き1市2町で十分議論をさせていただくことのほうがいいというご意見がありました。

このご意見のとおり、引き続き1市2町で十分議論をさせていただこうと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、吉川委員。

吉川 昭 委員(稲沢市)

稲沢助役の吉川です。

合併をなぜするかという議論が、やはり先だと思えます。

合併することによってスリム化されて、その浮いた経費を住民にいかにサービスするか

というのが、合併の基本論だと思います。

当然、交付税のこともあるんですけども、そういうことを踏まえて、やはり基本論で言えば新設で皆、一遍に今の人口でいけば34人の議員になりますので、これで17年3月に合併して34人で選挙をやれば、一番いいわけでございますけれども、例えば、稲沢の場合でいきますと、今年の9月に選挙になります。

そうすると、17年3月に合併したとすると、1年数カ月でまた選挙ということになります。

ということは、住民の意見も聞くということも非常に大切ですけども、各議会が議決をしていただかなければなりません。

やはり議決をしていただくということを、もっと各市町が先ほど織田委員が申し上げましたように、すり合わせをしないと、ここで新設だ合併だと決めても、議会の議決も得られないような方法ではいけないと思いますので、もう少し時間をかけて協議をしていただいて、やはり1市2町がすり合わせの中で、この場で決めるというのではなしに、提案をして各市町の議会が通るような方法に持って行っていただくほうが、一番ベターだと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

いま織田委員、また吉川委員から意見がございましたように、もう少し議会の皆様方の中でもご協議をいただいて、方向付けをしていただければ幸いです。この問題につきましては、引き続き1市2町で十分に論議をしていただくということとさせていただいて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議もないようでございます。

それでは、協議第1号「合併の方式」につきましては、引き続き1市2町で検討をしていただくようお願いを申し上げます。

続きまして、協議第3号「新市の名称について」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

15ページをお願いいたします。

協議第3号 新市の名称について

新市の名称は、稲沢市とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長 服部幸道。

この協議3号につきましても、8月8日に詳細の説明をさせていただいております。

8月8日と同じ資料を以下につけさせていただいておりますので、これをもちまして、説明に代えさせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第3号の説明が終わりました。

この件につきましても、委員の皆様方のご意見を頂戴したいと思いますが、ご意見をいただける方、2号委員の代表でひとつお願いします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

恒川委員。

恒川宣彦 委員（平和町）

平和町議会の常川宣彦です。

新市の名称につきましては、私どもの議会の中では一応、公募でお願いできないかというような意見も出ておるわけでございます。

そんなことをご採択をしていただければ幸いか、というように思っております。

よろしく願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま公募でという意見もありますが、ほかに祖父江町の方。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、天野委員。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町議会の天野です。

祖父江町議会におきましては、この特別委員会の中でこの名称の問題についても協議したわけですけど、これについてはやはりいろいろな方式があるということの中で、名称を決めるにあたって、広くこの合併の意義というものを浸透する、そういう意味からも広く市民、町民の皆様のご意見をお伺いできるような方式を考えたらという結論に達しております。

それで、私個人的に考えますけど、この協議会の中に小委員会でその方式について具体的な方式をご検討いただいて、小委員会を設置していただいて具体的な方法をご提起願いたいなど、早急にご提起願いたいと、かように考えております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

稲沢市の河村委員、何かありますか。

河村三朗 委員（稲沢市）

稲沢の河村でございます。

合併の手法について、先ほど申し上げましたように、いろいろ全国各地で既に合併をされております。

その内容につきまして、よく検討もいたしているわけでありまして、私どもとしては、もっともこの合併は、先にうちの助役が申し上げましたように、地方自治体の経費削減というのが大きな課題になっているわけでありまして。

したがって、今、新市の名称を新しい名称にしていくということになりますと、すべてのものを変えていかなければならないということになります。

かなりの経費も出てまいります。

そんなことを考えますときには、できれば現在の稲沢市に編入をという形であれば、非常に削減ができると思うわけでありまして、その辺のところもよくお考えをいただいて、ご理解を賜ればありがたいと、かように思っております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それぞれの市町の代表の方に、ご意見ありましたら頂戴したいと思います。

鈴村委員。

鈴村 清 委員（稲沢市）

鈴村でございますが、今、河村議長からもお話があったように、かなりの経費が節約できるのではないかと、かように思っております。

以上です。

議長（服部幸道 稲沢市長）

山内委員、いかがでしょう。

山内孝三 委員（祖父江町）

祖父江町の山内でございます。

経費のことは十分承知をしておりますけれども、住民の皆さんに、少しでもより多くの方に参加をしてもらおう、また関心を持ってもらおうということで、公募ということも一つの方法ではないかと思えます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

山田委員、どうでしょう。

山田 勝 委員（平和町）

平和町の山田でございます。

やはり新市の名称ということは、10月に行われます住民懇談会におきまして、こういったことも取り上げて住民のご意見を聞いて、この意見を尊重するという方向でご審議いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

それぞれ2号委員、3号委員からご意見を頂戴いたしました。

公募、もしくは小委員会を立ち上げて検討したらどうだと、または、事務量の削減の意味で、稲沢市でどうだという意見もあるわけでございますが、ほかにご意見は。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、伊藤委員。

伊藤澄也 委員（祖父江町）

祖父江町助役の伊藤でございます。

この件につきましても、先ほどの新市の名称の関係ですが、ありましたように、いろいろと意見も分かれております。

したがって、この場で決めるということは、大変難しいことだと思います。

したがって、先ほどの協議第1号と同じように住民懇談会やシンポジウム、これらを参考にいたしまして、そして住民の皆様のご意見を踏まえまして、今後引き続き1市2町で十分協議していったらどうかと、このように思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

ただいまその他の意見の中で、先ほどの協議事項のように、もう少し広く住民の皆様方と協議を交わしたらどうだという意見でございます。

この点につきまして、委員の皆様方、このような方策を採らせていただいてよろしいかどうか、お諮りをするわけでございます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町の天野です。

今の方式で、今後、協議をする。

それから、住民の皆さんのご意見を伺う。そして、決定していくという方式。

これで選択されることをお願いしたいわけですけど、確かに編入合併か新設合併か、このことで新市の名称も当然のこととして変わる。

編入ということになれば、稲沢市という格好に当然のこととしてなるわけですので、これをやはり双方の考え方、新設だった場合にどういう名称という格好になるのか。

編入であれば稲沢市で結構だと思うんですけど、私自身、最終的に稲沢市という格好で新設であっても、そういう名前になっても仕方ないことだと思うんですけど、住民の皆様のご意見をできるだけ多く聞く方式で、ぜひ進めていただきたいなど、かように思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

古池庸男 委員（愛知県尾張事務所長）

事務所の古池です。

先ほども少し申し上げようかなと思ったんですが、合併の方式とか、今のこの新市の名称というのは、極めて基本的な事項であります。

合併の方式によって、名前のありよう、あるいは議員の対応、位置とか決まってくるわけではありますが、ただ一つ、例えば合併の方式が、すべて名称を律するものではないとい

うような気がいたします。

例えば、合併の方式が編入であっても、編入を前提で名前をそれに合わせないといけな
いかということそうでもないでしょうし、例えば新設であっても、新設であるから新しい名
前を付けなければいけないかということそうでもない。

今あるどこかの名前を付ければいいわけでありますので、その辺は極めてご地元のほう
で弾力的に考えていただければいいのではないかな、という気がいたします。

それには、ここで今、白黒をつけるという意味では、それはあるかも分かりませんけれ
ども、実は今申し上げたように名前だけではありませんし、合併の方式だけではありませ
ん。

これは今後、いろいろ議論していく上で、いろんな要素の中でトータルで考えていくべ
きものであると、実は思うわけであります。

そういう意味では、いろいろ幅広く意見を聞いていただくということも、また、大事で
あるかと思いますので、いろいろご意見いただいておりますように、住民の方が馴染み
やすい、あるいは住民の方が納得できる、これは稲沢市民の方もそうですし、祖父江も、
平和の町民の方もある程度納得できるような形の中で進めていただくことが、一番よかろ
うかと思えます。

それは、引いてはどなたかおっしゃいましたけれども、この市町村合併というものにつ
いて住民の方が積極的に意識参画していくということもございまして、新しい市が自分の
ものとして溶け込ませるとするのは一つの底辺になりますので、そうした意味で少し時間
をおかけして、公募であるとか、あるいは意見を聞いていただいて、その下の委員会の中
で議論をしていくとかというのも一つの方法であろうかと思えます。

いずれにしても、一つずつ一つずつ、格式ばって決めるというよりも、トータルの中で
ご意見を聞きながら、少し時間をかけて町民の方、市民の方、意見を聞いていただく中
でお決めいただく方法が、いかがなものかどうかということで提案をいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

古池委員の発言も頂戴いたしました。

お話を聞いておりますと、やはりもう少し市町民の皆様方の意見を聞かれて、方向付け
をされたらどうだというふうにご意見がいただけたと思います。

このご意見のとおり、引き続いて協議をさせていただくこととして、よろしゅうござい
ますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは協議第3号「新市の名称」につきましては、引き続いて1市2町で協議をさせ

ていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、次に移ります前に暫時休憩させていただきますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、しばらくの間、休憩をさせていただきます。

10分程度お願いを申し上げます。

(10分間休憩)

議長(服部幸道 稲沢市長)

どなたもお揃いですので、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

それでは、提案事項に移らせていただきます。

提案第1号の「財産及び債務の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局から説明をしてください。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

27ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました提案第1号「財産及び債務の取扱いについて」説明をさせていただきます。

財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、同種の目的の基金は、統合し新市に引き継ぎ、特定目的基金は、原則としてそのまま新市に引き継ぐものとする。

又は

中島郡祖父江町及び中島郡平和町の財産及び債務は、すべて稲沢市に引き継ぐものとする。ただし、基金については、同種の目的の基金は、統合し稲沢市に引き継ぎ、特定目的基金は、原則としてそのまま稲沢市に引き継ぐものとする。

併せて29ページのほうもご覧いただきますと、白紙提案という形でございますが、この提案第1号につきましても、提案理由につきましても、白紙という内容で提案をさせていただきます。

この提案第1号につきましても、ただいま協議中の合併の方式に対応いたしまして、両案を併記させていただきます。

いずれにいたしましても、合併後の市、新設合併の場合は新市、編入合併の場合は稲沢市に合併関係市町村の財産及び債務をすべて引き継ぐことを、ここでは提案させていただいているという内容のものでございます。

財産及び債務の取扱いでございますが、これにつきましては、地方自治法第7条第4項

によりまして、市町村の廃置分合の場合において財産処分を必要とするときには、関係市町村が協議をしてこれを定めるということになってございます。

したがって、この協議につきましては、関係市町村議会の議決が必要ということでございます。

法的に申し上げますと、この協議会におけます協議の結果を踏まえて、合併の議決を行うのと同じ議会において議決をいただき、取り決めにいただくという形でございます。

以上が、この財産・債務の関係の法的な関係の説明でございます。

資料30ページをご覧ください。横の資料でございます。

1市2町の財産等につきましては、地方自治法第238条等に基づきまして、資料にありますように分類をして示させていただいております。

基金、土地や建物といった公有財産、物品、債権、そして債務がございます。

基金につきましては、資料の次のページでございます。

31ページでございます。

一番上に記載をさせていただいておりますように、財政調整基金をはじめ1市2町の保有する各種の基金を挙げさせていただいております。

ご覧いただきますとお分かりいただけますように、市町によりそれぞれ独自の基金も幾つかございます。

1市2町ごとの基金の合計額といたしましては、稲沢市で約140億円、祖父江町では約43億円、平和町では約20億円、一番右の稲沢中島広域事務組合におきましては約10億円となっております。全体では平成14年度末時点で約213億円という数字となっております。

資料を1ページお戻りいただきまして、30ページでございます。

左上のところに、公有財産を記載させていただいております。

これにつきましては、土地といたしまして、稲沢市では1,022,737.15平方メートル、祖父江町で284,167.25平方メートル、平和町で120,189.21平方メートル、そして一番右の稲沢中島広域事務組合では138,661.82平方メートルとなっております。

建物としましては、稲沢市で276,193.52平方メートル、祖父江町では66,058.55平方メートル、平和町では43,013.51平方メートル、そして稲沢中島広域事務組合では29,955.82平方メートルでございます。

その他、物権、有価証券、出資による債権等がございますが、別途ご確認をいただきたいと思っております。

通常の場合、多くの合併協議では、従来の市町がっております財産及び債務につきましては、すべて合併後の市、いわゆる新設合併の場合につきましては新市、編入合併の場合なら稲沢市に引き継ぐとするのが、原則的な考えでございます。

ただ、基金におきましては、市町で独自に設けられているものがございますので、今回、

ご提案申し上げます方針に従って、個々それぞれの基金について、その設置目的に照らし、引き継ぎ方法につきまして整理をしていきたいと考えております。

以上、提案第1号「財産及び債務の取扱い」につきまして、概略のほうを説明させていただきました。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第1号の説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問がございましたら頂戴をいたします。

ご質問はございませんか。

ご質問よろしゅうございますか。

ご質問もないようでございますので、提案第1号「財産及び債務の取扱いについて」は、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

そのようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、このようにさせていただきます。

続きまして、提案第2号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

提案第2号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」をご説明申し上げます。

資料35ページ、37ページ併せてお願いをいたします。

「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、合併の方式に関する協議の方向付けによりまして、検討する内容も変わってきますので、白紙提案とさせていただき、合併の方式に応じました選択肢を示させていただいております。

お持ち帰りいただきまして、次回協議会において協議をいただきたいと考えております。

まず、資料38ページをお願いいたします。

1市2町の議会議員の現況でございますが、定数につきましては、稲沢市が地方自治法第91条に定める議員定数上限34人に対して、現行条例定数28人、現議員数が27人という状況でございます。

同じく祖父江町が定数上限26人に対して、条例定数18人、現議員数18人、同じく平和町が定数上限22人に対して、条例定数14人、現議員数14人となっている状況で

ございます。

また、1市2町の定数の合計は、60人となっております。

また、合併の期日を平成17年3月1日と仮定した場合、合併時点での議会議員の任期につきましては、稲沢市が平成15年10月1日から平成19年9月30日まで、祖父江町は平成16年3月1日から平成20年2月29日まで、平和町が平成15年5月1日から平成19年4月30日までとなっております。

続きまして、39ページのほうをお願いいたします。

まず、新設合併となった場合の議会議員の身分の取扱いについて、1市2町に即してまとめさせていただきます。

資料のほうを見ていただきますと、新設合併の場合は原則といたしまして、市町の議員はすべて身分を失うこととなります。

この場合の選択肢としては、大きく3つございます。

まず、定数に関する特例を適用する場合、在任に関する特例を適用する場合、合併特例法を適用しない場合でございます。

また、それぞれにつきまして、更に選択肢が分かれ、 から まで合計7つの選択肢があるということでございます。

から につきましては、定数に関する特例を適用する場合で、合併後50日以内に新たに設置選挙が行われることとなります。

また、法定上限の2倍、1市2町の場合には34人の2倍の68人まで定数を増加して設置選挙を行うことができるという内容のものでございます。

この場合につきましては、選挙区の設け方によりまして、 から までの選択肢がございます。

まず、 でございますが、選挙区を設けず新市全体で選挙を行う場合、 といたしましては選挙区を設け、選挙区定数を選挙区の人口比例により定めて行う場合、 といたしましては選挙区を設けますが、選挙区定数を選挙区の人口比例によらず定めて行う場合がございます。

につきましては、在任に関する特例を適用する場合で、1市2町の議員60人全員が新市の市議会議員として、最長2年間在任することが可能になるという内容のものでございます。

平成17年3月1日の合併の場合でございますと、最長で平成19年2月末日まで在任することが可能という形になります。

、 、 につきましては、特例を適用せず、地方自治法や公職選挙法の規定をそのまま適用する場合でございます。

法定上限、1市2町の場合は、34人までの定員を定めて設置選挙を行うという内容のものでございます。

この場合につきましては、選挙区の設け方によりまして、 から までの選択肢がございます。

合併後50日以内の で申し上げますと、選挙区を設けず新市全体で選挙を行う場合、
につきましては選挙区を設け、選挙区定数を選挙区の人口比例により定めて行う場合、
につきましては選挙区を設けますが、選挙区定数を選挙区の人口比例によらず定めて行う
場合がございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、編入合併となった場合の議会議員の身分の取扱いにつきまして、
1市2町に即してまとめてございます。

編入合併の場合は、編入される2町の議員が身分を失いまして、編入する稲沢市の議員
の身分に影響はございません。

この場合の選択肢としても、大きく3つございます。

まず、定数に関する特例を適用する場合、在任に関する特例を適用する場合、合併特例
法を適用しない場合がございます。

また、それぞれについて、更に選択肢が から の合計6つの選択肢があるという内容
でございます。

選択肢の につきましては、定数に関する特例を適用する場合がございます。

合併後50日以内に増員選挙が行われます。

増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において、法定上限を越えた編入合併特例定数
とすることも可能という内容のものでございます。

試算で掲げさせていただいているように、稲沢市に祖父江町、平和町を編入する場合
では、祖父江町選挙区につきましては、現在の稲沢市の定数28人に人口比を乗じました6
人、同様に平和町選挙区につきましては、4人の定数を配分するという形になろうかと思
います。

につきましては、在任に関する特例を適用する場合がございます。

試算のほうに掲げさせていただきましたように、稲沢市に祖父江町、平和町を編入する
場合、今、説明しておる計算式につきましては、42ページに選択肢のところに掲げさせ
ていただいております、併せてそちらの方をご覧くださいますようお願いをいたしま
す。

もう一度申し上げますが、 につきましては、在任に関する特例を適用するござ
います。

試算のほうに掲げさせていただきましたように、稲沢市に祖父江町、平和町を編入する
場合には、2町の議員全員が稲沢市議会議員の任期満了でございます平成19年9月30
日まで、新市の議会議員として在任することが可能でございます。

続きまして、 、 、 の特例を適用せず、地方自治法や公職選挙法の規定をその

まま適用する場合がございます。

まず、 の場合がございますが、現行の稲沢市の定数 28 人を増加させず、増員選挙を行わないという場合がございます。

、 、 につきましては、現行の稲沢市の定数 28 人を法定上限の 34 人までの範囲で最大 6 人増加させる場合がございます。

合併後 50 日以内に増員選挙が行われることとなります。

この場合におきましては、選挙区の設け方によりまして から までの選択肢がございます。

今 42 ページのところをご説明させていただいております。

につきましては、選挙区を設けず新市全体で選挙を行う場合がございます。

は選挙区を設け、選挙区定数を選挙区の人口比例により定めて行う場合。

につきましては選挙区を設けませんが、選挙区定数を選挙区の人口比例によらず定めて行う場合がございます。

今後、「合併の方式」にかかる協議の内容を踏まえながら、これらの選択肢の中で、ご協議をいただきたいというふうに考えております。

以上、提案第 2 号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、ご説明申し上げました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、説明が終わりました。

委員の皆様方のご意見ございましたら、頂戴したいと思います。

ご意見ありませんか。

ただいまの説明も、次回の協議会で、また協議を煩わすことになると思います。

そのようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

ただいま、議員の定数及び任期の取扱いについて、お諮りをさせていただきます。

それでは、ご質問もないようでございますので、提案第 2 号「議会議員の定数及び任期の取扱いについて」は、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、提案第 3 号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

資料 49 ページ、50 ページ、51 ページと併せてご覧いただきますよう、お願いをいたします。

ただいま議題となりました提案第3号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」をご説明申し上げます。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、白紙提案とさせていただきます。

先ほどご協議をいただきました「合併の方式」、あるいは「議会議員の定数及び任期の取扱い」といった協議事項についての方向付けを踏まえながら、ご協議いただくという内容のものでございます。

52ページをお願いいたします。

1市2町の農業委員の現況につきましては、稲沢市の定員が選挙による委員が25人、選任による委員5人の合計30人、祖父江町が選挙による委員12人、選任による委員6人の合計18人、平和町が選挙による委員12人、選任による委員6人の合計18人という形になっております。

また、任期につきましては、稲沢市が平成15年10月1日から平成18年9月30日までとなっております。

祖父江町と平和町が、平成14年7月20日から平成17年7月19日までという形になっております。

続きまして、53ページをお願いいたします。

「合併の方式」でございます。

これにつきましては、「新設合併」という形の内容のものでございます。

新設合併となった場合の農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、このページで整理をさせていただきます。

まず、原則といたしまして、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域をもって新市を設置する場合、農業委員会委員はすべて身分を失うという形になります。

この場合の選択肢といたしましては、「農業委員会設置の原則を適用した場合」と、さらに「合併特例法第8条を適用する場合」の二通りがございます。

まず、左側でございますが、「農業委員会設置の原則を適用した場合」でございますが、選挙による委員につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第2条の2の規定に基づきまして、定員は30人以下というふうになります。

任期につきましては、農業委員会等に関する法律第15条第1項の規定に基づきまして、選挙の日から3年になります。

その選挙につきましては、農業委員会の設置の日、すなわち合併の日から50日以内に行なわれます。

選任による委員につきましては、農協推薦委員は1人、議会推薦委員は5人以内という形になります。

次に、右側でございますが、「合併特例法第8条を適用する場合」でございます。

現在の1市2町の選挙による委員につきましては、10人から80人までの間で、合併する市町の協議によりまして定めた数の者に限りまして、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任することができます。

1市2町の場合には、選挙による委員が合計で49人置かれておりますので、その全員が在任いただくことが可能となります。

任期につきましては、合併後1年を超えない範囲で、合併する市町の協議によりまして、定めることになってございます。

右下の所にございますように、なお、選任によります委員につきましては、合併特例法が定められておりませんので、農協推薦委員1人、議会推薦委員5人以内が新市に、これは新たに選任をいただくという形になろうかとうたわせていただいております。

続きまして、資料54ページをお願いいたします。

こちらは、「編入合併」となった場合の形でございます。

編入合併となった場合の農業委員会委員の定数及び任期につきましては、このページでは整理をさせていただいております。

中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入する場合、原則といたしまして、祖父江町、平和町の農業委員会委員につきましては身分を失い、稲沢市の農業委員会委員の身分には影響がございません。

この場合の選択肢といたしましても、二つございます。

左側でございます。「農業委員会設置の原則を適用した場合」と「合併特例法第8条を適用する場合」の二通りがございます。

まず、左側の「農業委員会設置の原則を適用した場合」でございますが、選挙による委員、選任による委員ともに稲沢市農業委員会委員が、引き続きその職に留まることとなり、新たな選挙、選任は行なわれません。

定数は、稲沢市の定数であります25人のままになります。

次に、右側、「合併特例法第8条を適用する場合」でございますが、選挙による委員につきましては、編入される2町の委員は40人以内で、合併する市町の協議によりまして定める数の者に限り、引き続き新市の選挙による農業委員会委員として在任することができます。

2町の選挙による委員は、計24人置かれておりますので、その全員に在任いただくことが可能になります。

任期につきましては、編入する稲沢市の農業委員の任期であります平成18年9月30日までという形になります。

選任による委員につきましては、合併特例法に定められておりませんので、2町の委員は失職をするという形になりますが、稲沢市の農協推薦委員1人、議会推薦の4人の方につきましては、編入という形でございますので、そのまま職務を行なうという形になろう

かと、ここでは表させていただいております。

以上が新設合併、編入合併における農業委員会委員の身分及び任期についてのそれぞれのあらましでございます。

資料55ページにつきましては、稲沢市、祖父江町、平和町それぞれの「農業委員会委員の定数」並びに「選挙区別農家戸数等」を表にしてまとめてございます。

さらには、56ページから58ページにつきましては、この農業委員会委員の定数、任期に関する法令等を関係ある部分を抜粋して掲げさせていただいております。

以上、提案第3号につきまして、ご説明申し上げました。

一カ所55ページのところに印刷ミスがございます。申し訳ございません。

ちょうど表の右側、「選挙区別農家戸数等調べ」の選挙区のすぐ下、第1から第4がございますが、「沢」しか出ておりません。

これにつきましては、「稲沢」の「稲」が抜けております。

申し訳ございませんが、「稲沢」の「稲」を入れていただきますよう、お願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第3号の説明が終わりました。

内容につきまして、ご質問はございませんか。

ご質問はありませんか。

ご質問もないようでございますので、提案第3号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

続きまして、提案第4号「地域審議会の取扱いについて」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

59ページと61ページも併せ、ご覧をいただきたいと思います。

ただいま議題となりました「地域審議会の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

この協議事項につきましては、地域審議会と同様に、地域の意見を施策に反映させる役割を担う「議会議員の定数及び任期の取扱い」と一体的にご判断をいただく必要があるということで、具体的に調整案を提案するという形ではなく、選択肢をお示しいたしまして、次回の協議会におきまして協議をいただくという内容のものでございます。

この地域審議会制度につきましては、合併によりまして議員の数が減少することなどによりまして、平成11年の地方分権一括法により合併特例法の改正によりまして、創設されました制度でございます。

このように地域の意見を新市の施策に反映させるための仕組みとして、大きく3つの選

択肢がございます。

資料6 2 ページのほうをご覧くださいと思います。

選択といたしましては、最初に申し上げましたように、3つの方法がございますので、併せて説明をさせていただきます。

まず、一番表の左側でございます。

この特例法に基づく地域審議会を設置する場合でございます。

設置手続きをご覧くださいと思います。

合併前に旧市町が議会の議決を経まして協議し、告示することによりまして、合併後の新市に地域審議会が設置されるという内容のものでございます。

合併前に設置を決定できるということが、地域審議会に関する特例の一つという形になってございます。

次に、対象区域ですが、地域審議会は旧市町の単位ごとに設けることとなります。

複数の市町を合わせて一つの地域審議会を設けたり、旧市町の中を細分化して地域審議会を設けるということではできません。

次に、設置期間についてでございます。

地域審議会は、制度そのものが合併に関しまして経過的な措置として創設されておりますので、あらかじめ設置の期間を定める必要がございます。

先進事例におきましては、建設計画の期間とか整合性等により合併後10年度間とする事例が多いというふうにお聞きしております。

また一部には、5年度間ぐらいとする例もあるように聞いてございます。

続きまして、組織についてでございます。

地域審議会の組織は法では定められてございません。

地域の実情に応じまして定められたりするわけでございますが、その手続きを合併前に行うことが可能な制度という形になってございます。

次に、任務についてでございます。

地域審議会の具体的な任務につきましては、地域の実情に応じまして定めることとなりますが、特例法におきましては、一般的な任務といたしまして、新市の長の諮問に応じまして審議することと、必要と認める事項について新市の長に意見を述べることを定めております。

諮問に応じて審議する事項といたしましては、例えば、新市建設計画の変更、総合計画の策定、変更などが考えられます。

必要に応じまして意見を述べる事項といたしましては、例えば、建設計画の執行状況や各種施策の実施状況について意見を述べることなどが考えられるものでございます。

なお、合併後に新市建設計画を変更するためには、もちろん議会の議決が必要でございますが、地域審議会が設置されている場合には、これに加えまして地域審議会の意見を聴

くという手続きが法で定められております。

先進事例といたしましては、制度創設以来、本年8月20日に田原市が誕生いたしました、27件の合併がございましたが、そのうち7件の合併について地域審議会が設置されたというような状況でございます。

また、そのうち編入合併のものにつきましては、編入された地域のみ地域審議会が設けられ、新設合併についてはすべての市町村ごとに地域審議会が設けられている状況でございます。

これに対しまして、真ん中でございますが、地域審議会制度によらず、地域振興等のために附属機関を条例によって設置するという二つ目の手法がございます。

この場合、設置手続きとしては、合併後の新市が条例で定めることという形になります。

対象区域や設置期間につきましては、地域審議会とは異なって任意に定めることができます。

組織につきましては、合併後に新市が条例で定めることになります。

次に、任務につきましては、地域審議会のように法で定められた任務がございませんので、先進事例といたしましては、類似の事例も含めると、地域審議会制度の創設以来、27件中3件の合併で条例に基づく附属機関による対応という選択肢が採用されている状況でございます。

続きまして、一番右側でございますが、地域審議会を設置しないとする場合でございます。

この場合につきましては、主といたしまして地域の議会議員や新市の広報・広聴事業、あるいは、まちづくり組織やコミュニティ行政への参画といった手段によりまして地域の声を施策へ反映していくこととなります。

先進事例といたしましては、地域審議会制度の創設以来、27件中17件の合併において、手法が採用されたということでございます。

以上、提案第4号「地域審議会の取扱い」についてご説明申し上げましたが、関係の制度の概要63ページ、法令取扱い通知等につきまして64ページのほうに掲げさせていただいております。

以上で、概要説明のほうを終わらせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第4号の説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問はございませんか。

よろしゅうございますか。

ご質問もないようでございますので、提案第4号につきましても、地域審議会の取扱いにつきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきたいと思っております。

ただいま提案させていただきました4つの項目につきましては、それぞれに検討いただく中で、次回の第4回の協議会におきまして、ご協議をいただきたく、方向付けをしてまいりたいと考えてございます。

よろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、意見交換に移らせていただきます。

まず、「新市建設計画の総論検討」につきまして、事務局の説明を申し上げます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

資料65ページをお願いいたします。

「新市建設計画の総論」につきまして、ご説明を申し上げます。

新市建設計画につきましては、一括して文案を上程させていただくという形ではなく、1市2町におけます検討状況を随時報告申し上げまして、軌道修正をいただきながら進めていくという内容のものでございます。

本日は、新市建設計画の総論部分、すなわち基本構想の一部となります「施策の大綱」、「主要指標の見通し」、「土地利用方針・ゾーニング」の3点につきまして、検討状況の報告を申し上げます。

まず、新市建設計画の施策の大綱についてでございますが、前回の協議会におきまして資料を提出させていただきました「まちづくりの基本的な考え方」におきまして、まちづくりの基本方向として5つの大きな柱立てで提案をさせていただいたところでございます。

それが、資料65ページにございます から までの項目でございますが、今回はそれらの項目立てに肉付けをいたしました。

今後、それぞれの項目に沿って、具体的な事業をまとめていきます施策体系を検討いただくものでございます。

素案の立案に当たりましては、1市2町の企画担当者によるプロジェクトチームによるアイデア等を基礎といたしまして、現行の1市2町の総合計画との整合性を図りながら作業を進めてきたものでございます。

まず、一番上でございます。「自然に恵まれた安全なまち」ですが、この項目につきましては、生活に密着した生活環境整備を中心に、生活の安全にかかわる施策について体系化してまいりたいと考えております。

具体的な施策の分野といたしましては、「水と緑に恵まれた快適な生活空間づくり」との題のもとに、環境対策、農村整備、住宅関係事業、ごみ処理、上下水道といった分野、「災害に強い安全なまちづくり」といたしましては、防災関係事業、消防救急関係事業、防犯関係事業など、生活の安全にかかわりますような分野を取り扱っていきたいと考えています。

「生き生きと人が交流するまち」につきましては、「多くの市民が集い、交流する都市

基盤」といたしまして、市街地整備、幹線道路整備、公共交通といった都市基盤の分野を考えております。

また、「競争力ある産業の振興」につきましては、農業振興、工業振興あるいは観光といった分野の施策を取りまとめてまいりたいというふうに考えております。

次に、「豊かな心をはぐくむまち」でございます。

「将来を担う人づくり」と題しまして、幼児教育、義務教育といった教育分野の施策を取りまとめていきたいと考えております。

それから、「豊かな心と生きがいづくり」といたしまして、生涯学習、文化振興といった分野を扱ってまいりたいと考えております。

続きまして、「安心して暮らせるまち」でございます。

この項目では、健康や福祉分野のほか、消費者保護あるいは市民相談といった弱者サポートに関わる施策について、取りまとめをしていきたいというふうに考えております。

それから、「協働して育つまち」でございます。

これにつきましては、コミュニティ振興、ボランティア、NPO関連施策のほか、男女共同参画や国際化といった、多くの方がともにまちづくりを進めていただくための環境形成のための事業について、ここでまとめてまいりたいというふうに考えております。

これらの施策の体系を加えまして、下の方に「 」を打ってございますが、「計画推進のために」といたしまして、新市が計画を推進するに当たりまして、その下支えとなる行財政運営、行政経営の考えといった事柄について触れてまいりたいというふうに考えております。

以上が、新市建設計画の施策の大綱でございます。

続きまして、主要指標の見通しにつきまして、ご説明を申し上げます。

資料67ページに掲げさせていただいておりますが、「新市建設計画検討基礎資料集(第2集)」と題した資料をご覧くださいと思います。

一枚はねていただきますと、総人口、年齢別人口の見通しがございます。

1市2町、それぞれに総合計画におきましては、人口推計を行っているわけですが、それぞれ策定年次も異なっております。

考え方も異なることから、今回、改めて最新のデータに基づきまして推計を行わせていただきました。

上のところで要約を掲げさせていただいておりますが、平成12年国勢調査人口を基準といたしまして、近年の転出入の動向が将来も変わらないと仮定した場合の推計を試みております。

なお、推計方法といたしましては、一般的に用いられております「コーホート要因法」を採用いたしまして、出生率や生残率といった自然増減につきましては、国の推計値を適用させていただいております。

その結果でございます。

平成12年におきましては、約13万7,000人の人口を擁している1市2町でございますが、平成17年、合併直後頃をピークにいたしまして人口が減少に転じまして、合併後10年を経た平成27年の新市建設計画のいわゆる満了年度には、左上のグラフにございますように1市2町トータルで約13万6,000人程度となりまして、更に10年を経ました平成37年には、13万人程度まで人口が減っていくという推計結果となりました。

これに伴いまして、1市2町のいずれにおきましても、右上に3つグラフがございますが、一番上の65歳以上人口割合が伸びてまいりまして、平成37年には、稲沢市では27.5%、祖父江町では32.5%、平和町では33.2%と、3人に1人が高齢者となるというような状況がこのグラフから予測をされます。

これに対しまして、左下のグラフが、現在、当地域で計画されております区画整理事業、あるいは民間住宅の開発といった都市基盤整備事業の影響を加味した推計でございまして、このような先ほど申し上げました事業等が進捗すれば、1市2町の総人口は、概ね平成32年頃まで次第に増えていくと予測できるかというふうに思います。

平成27年の建設計画満了時点におきましては、14万2,000人程度まで増加していきまして、その後減少に転じるものの、平成37年においても、なお14万人を維持するものというふうに考えられます。

また、新しい基盤整備によって流入してくる方々が、過去からの傾向からも比較的若い方が多くなっていくということも予想されますので、新市全体における少子高齢化の進行は若干でございますが、緩やかとなり、平成37年でも27%に留まるものと推計ができるかと思えます。

その次のページ、右側でございますが、人口の将来推計の方法につきまして、若干詳しく記述をさせていただきますので、後ほどお目通しをいただきたいというふうに考えてございます。

続きまして、70ページでございます。

世帯数の推計でございます。

同様に上に要約を記載させていただいております。平成12年当時の生活様式が、将来に亘りまして変化しないという仮定をいたしましても、世代の高齢化に伴って世帯主になる方が増えてまいります。

このため、世帯の規模が縮小していくということが予想されまして、その結果1市2町の世帯数は当面増加していくものと見込まれます。

左のグラフにもございますように、合併後10年を経過いたしました平成27年には、現在の約44,000世帯からさらに増加をいたしまして、48,700世帯になるものと予測がされます。

この場合の1世帯当たりの人員でございますが、右側のグラフにございますように、平

成 12 年当時、1 市 2 町の世帯当たり人員は、3.12 人でございましたが、ここからさらに減少いたしまして、1 世帯当たり 3 人を下回る水準で推移をしていくというふうを考えられます。

その次の 71 ページでございます。

世帯数推計の方法について、記述をしてございます。

後ほど、またお目通しをいただきたいと思えます。

続きまして、1 市 2 町の土地利用の方針、ゾーニングについて、素案を若干申し上げたいと思えます。

1 市 2 町の現在の土地利用と市街地形成の状況でございます。前回の委員研修会の内容と若干重複をいたしますが、よろしくお願いをしたいと思います。

72 ページをご覧くださいと思えます。

まず、左上の図が明治 22 年頃でございます。

右上が昭和 39 年頃、そして右下が現在の市街地の状況でございます。

一見して見ていただきますとお分かりのように、1 市 2 町では明確な都市の中心から放射状に市街地が形成されてきたということではなく、点在するいわゆる既成の集落からその周辺へと、次第に順次市街地が形成をされてきたという経緯がこの図から読み取れると思えます。

73 ページをお願いいたします。

現在の法規制の状況でございます。

先回の委員研修会におきましても、市街化区域、あるいは農業振興地域の農用地の色分けを図面にしてご覧いただいたわけでございますが、今回はそれを逆転させていただきまして、市街化区域、あるいは農業振興地域の農用地以外を緑色に着色したものでございます。

理由によっては、建物が建つ可能性をもった区域を着色しているとお考えをいただきたいと思えます。

その中に斜線で示した区域がございますが、これにつきましては昭和 39 年当時の市街地あるいは集落を示しております。

見ていただきましたように、従来からの集落周辺に着色した区域が広がっておりまして、現行の法規制の下では、今後、緩やかにこのような区域に建物が建っていくということも考えられます。

続きまして、74 ページをお願いいたします。

このような面的な土地利用の状況と並んで、重要な道路ネットワークでございます。

この図面につきましては、主要幹線道路の交通量を示したものでございます。

まず、南北方向で国道 155 号線、岐阜稲沢線と一宮蟹江線と表記されている西尾張中央道のことでございます。

それから、JRの東側の名古屋一宮線、これは旧22号になるかと思えます。

と申した幹線道路が交通量を満遍なく受け入れているということになるかと、この表から読み取れます。

これに対しまして、東西方向を見てみますと、明らかに太い軸がございません。西側から東に行くに従いまして、徐々に増えていく交通量が、いくつかのルートに分散して吸収をされているという状況でございます。

真ん中では、西尾張中央道よりも東側のところに一宮蟹江線、春日井稲沢線と表記されております道路、稲沢市役所前の南大通線が太い軸になっているほか、中央を斜めに横断しております名古屋祖父江線、あるいは平和町から稲沢市の南部を横断する給父清洲線といった道路が、重要な役割を果たしてございます。

最初にご説明すればよかったのですが、左下に太い線、細い線の凡例ということで掲げさせていただいております。

また、後ほどこれと併せてご覧をいただけるかと考えております。

続きまして、75ページのほうをお願いいたします。

今、ご説明をさせていただきました現在の幹線道路の状況を示した図でございます。

南北軸がはっきりしているのに対しまして、東西方向で太い幹線であるのは、西尾張中央道からJRを渡るまでの南大通線であり、それに次いで、名古屋祖父江線や給父清洲線が東西軸として機能しているという状況でございます。

76ページをお願いいたします。

現在の状況を踏まえさせていただきまして、将来の幹線道路体系として計画路線を含めまして図に示したものでございます。

国道155号線、西尾張中央道が、現在と同様に南北の太い軸となっております。

一方、東西方向では、地域を完全に横断をする形で、祖父江町の市街地から稲沢市域東側のJRを渡りました所まで続く南大通線が、地域内の重要な幹線軸というふうになってございます。

さらに、地域の特色であります西から東に向かって増大する交通ニーズを受け止める意味からも、西尾張中央道よりも東側については、南大通線の北側に稲沢西春線、南側に春日井稲沢線といった新たな幹線道路整備が、計画されているところでございます。

続きまして、77ページをご覧ください。

色の着いたものでございます。

以上の土地利用の状況や幹線道路の現況、計画を踏まえまして、新市のゾーニングについてあくまでも素案という形でございますが、この図のところで示させていただいております。

既成の市街化区域を中心に、濃い色に着色をしておりますが、これが「市街地ゾーン」でございます。

稲沢では、JR 稲沢駅から市役所周辺、さらには西側のアピタ周辺までという所になるかと思えます。

祖父江町域では、役場周辺から森上駅にかけての地域、平和町域につきましては、役場から西側の市街化区域を南に進んで尾西線の六輪駅周辺までの地域が、市街地ゾーンと位置付けられるというふうに考えられます。

このように市街地ゾーンから、現在の法規制を前提とさせていただきますと、稲沢の市街地ゾーンでは、南北方向に市街地が発展していこうと考えられます。

矢印で市街地の発展の方向を示してございます。

同様に、祖父江町域では役場から東方向へと、平和町域では東南へと向かって市街地が発展をしていくであろうと考えられます。

さらに地域を特徴づける拠点整備が予定されている地域といたしましては、高次の都市機能の集積を図る拠点という意味では、新市域の東側に広域都市交流拠点と表記しておりますが、これが事業中の尾張西部都市拠点地区、その他の区画整理事業により整備される新しい街でございます。

同様に、新市域の一番西側に国内有数の木曽川に臨む広域レクリエーション拠点といたしまして、木曽三川公園が、地域内には他にない機能を持った拠点としての機能を果たすものと考えられます。

これらの市街地ゾーン、拠点ゾーンの間をピンク色の点線で示したように、国道155号線と南大通線を基幹とする南北・東西の幹線軸によって連絡していくことによって、新市全体の発展を図り、さらには西から東へと幹線軸に選択肢を加えていくことで、新市の交通ニーズに配慮しながら、新市域を超えた広域的な交流、連携を図ることが可能ではないだろうかと考えております。

以上、新市建設計画の総論部分について、ご説明申し上げました。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、「新市建設計画の総論検討」につきまして、説明がございました。

何か、ご意見がございましたら、頂戴いたしたいと思えます。

ご意見はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

副会長（友松隆利 祖父江町長）

祖父江の町長の友松と申します。

先ほどの77ページの将来の土地利用ゾーニング、この関係で特に祖父江町としての位置付け、この関係が東西軸、先ほど言いました祖父江町の市街地と稲沢市の市街地を結ぶ南大通線の関係でございますが、この上段に説明がしてございますように、1市2町の中で随一、木曾川を有している祖父江町、その中には、この広域レクリエーションの中には国営木曾三川公園、ワイルドネイチャープラザ、県営の祖父江緑地、そして、今、町で整備しておりますワイルドネイチャー緑地、この一帯を広域レクリエーションの拠点という形の位置付けだと思っております。

そして、その下のほうのところについては、馬飼の頭首工があり、その上部を馬飼大橋、そして、現在、岐阜県からの交通の拠点となっております。

したがって、祖父江町としての位置付けとしては、やはりこの図面で見ていただくように、西のほうについては、そのような稲沢市、平和町にはない、こういう河川空間を利用した都市公園があるという。

また、岐阜からの交通網についても、名神の羽島インターに近い、それから新幹線の羽島駅が近いと、そんなことからこの東西軸の南大通線、この点々のピンクの点ですが、やはり将来の土地利用のゾーニングとしては、このレクリエーション位置を結んだ形、または、馬飼の頭首工まで接続すると、そんな東西軸のポイントとして位置付けをお願いしたい。そのように思っております。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

それぞれ、幹事会等で今日まで、まとめていただいたものでございますので、ただいま町長からご意見いただきましたことも、今後、検討させていただいて、位置付けをさせていただかなければならないと思いますけれども、また、皆様方にこれらもお諮りをして進めてまいります。

他にご意見ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

吉川 昭 委員（稲沢市）

稲沢市助役の吉川です。

ただいまの祖父江町長の意見ですけれども、これはきちっと直していかないと、これは住民説明会に新市の建設計画で説明する資料ですので、ここでそういうふうな修正をするということは、そのようにされたほうがいいのかと思いますので、お諮りを願いたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

はい。ただいま、吉川委員からもご意見がありましたように、この際、ここで皆様方の意見をまとめて、修正をするなら修正をしていかなければいけないと思いますが、委員の皆様方のご意見、頂戴したいと思います。

お示しをしておりますのは、今日まで幹事の皆様方でおまとめをいただいたものでございますが、今、祖父江町長から申し出がありますように、修正をさせていただくかどうか、皆様方のご意見を頂戴いたしたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ。

野村英治 委員（祖父江町）

祖父江の野村と申します。

ただいま、町長が申しましたように、この木曾三川公園につきましては、祖父江町としても大変大きな財産であります。

そういう意味も含めまして、先ほど町長が言いましたように、なにとぞ、その部分を考慮していただいて、この南大通線を、そして早急に整備できるような方向で、そしてまた、西の玄関口というふうな格好にさせていただきたいと、そういうふうに変えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

どうぞ、恒川委員。

恒川宣彦 委員（平和町）

祖父江町は、幹事出しておれせん。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局、どうですか。

恒川宣彦 委員（平和町）

幹事会でいろいろ論議されたのでしょうか。

その首長、私ども議員はこういうことを聞いておりませんが、祖父江の幹事は町長ともお話せず、やみくもに出して見えるのですか。

その辺、ちょっと聞かせて欲しい。

何のために幹事会をやっているのか。

議長（服部幸道 稲沢市長）

事務局、意見の集約はどういうふうに。

事務局（大野紀明 事務局長）

事務局長を仰せつかっております大野と申します。

実は、本件につきまして、ここまでの提案までに部会をしまして、幹事会でお諮りを申してきております。

このような経緯経過も踏まえて、こういう案として本日お示し申し上げました。

いろいろな先ほどお話がございましたように、意見としてはございませんでした。

そのような形で、本日、ご意見もございましたので、その辺のところについては、事務局として、本日、お諮りいただきながら、進めていきたいと思っております。

恒川宣彦 委員（平和町）

そういうあれだったら、今後よく幹事会で協議して、こうやって出してもらわないかんよ。

私ども本当、分からんもん。信用しきとるんだよ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、吉川委員。

吉川 昭 委員（稲沢市）

稲沢の吉川です。

時たま、幹事も助役が代わられたばかりで、そこらのところのすり合わせが、ちょっとできていなかった時間帯のこともあると思いますので、今回はご了承願って、私は幹事長でございますので、まとめる役としてひとつご了解をいただいて、今後そのようなことのないように進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

今、幹事長の意見として、吉川委員から意見を頂戴いたしました。

お話のように若干、異動等がありまして、こうしたことになったわけでございますけれど、今、申し出がありますように、この際、住民説明会に資料提供をまいりますので、ただいまご意見のように幹事会でまとめていただいて、修正をしていただく方向で進めさせていただきますのでよろしいか、お諮りを申し上げます。

（発言する者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

そうですか。賛成の……。

吉川 昭 委員（稲沢市）

ただ、一点だけ申し上げますけれども、祖父江町の基本構想とかそういうものには入っていないものですから、このように作ったということだけは、ご理解を頂たいと思いますので、改めて今、町長も代わられて、そのような意向でございますので、そのように一つお諮りをいただきまして、進めさせていただきますたいと思います。

議長（服部幸道 稲沢市長）

この事務を進めるにあたりましては、それぞれの総合計画や基本計画を事務の担当者の皆様方が持ち寄っていただいて、幹事会でおまとめをいただいた今日の絵柄でございます。

ただいま幹事長が申しましたように、新たに修正をさせていただきます、進めていきたいと思いますが、ほかに意見ありましたらどうぞ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、どうぞ。

鈴木恵理子 委員（稲沢市）

地図上でどうして、ここまでという形になっているという、何か多分理由はあると思うんですけど、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいのですが。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

先ほどご説明を申し上げましたが、それぞれ1市2町の中で、当然、この関係につきましては、すり合わせをさせていただき資料に基づきまして、幹事会のほうで最終のところでご確認をいただいた訳でございますが、これに関係する資料、背景となるものが出てきておりませんでしたので、このような図面となったという背景でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

事務局（大野紀明 事務局長）

実はこの件について、以前お示したものでございますが、将来の土地利用も含めて、先回お話をさせていただきました。

その件で、将来の幹線道路体系、いわゆる76ページ、それから77ページの将来というのがございます。

その前のところに「現況」というのが、「主な主要道路」というのがございます。

この道路を見ていただきますと、74ページでございます。

この交通量のところを見ていただきますと、稲沢祖父江線というのがあります。

この延長線というのは、実はご存知のように、稲沢では南大通線といっていますが、これは日光川まででございます。

稲沢祖父江線というのは、日光川から挟んで祖父江の中心街を通過して、76ページの今の矢印のところまでで県の計画が止まっているわけなんです。

これが現在の県計画で、それに基づいて私ども1市2町では、ここまでの現況計画の中で、やはり将来的にはこの太い道路部分は、1市2町の交通をスムーズにさせるということで必要であろうという形で、将来、幹線道路体系を見込んだわけでございます。

そのときに、祖父江では、先ほどおっしゃいましたように、県営の木曾三川公園、祖父江緑地というものが現存しております。

そこまでは、実は細い道路では行けますが、ストレートでは行けない。

これは県計画の問題もありまして、このような計画になっております。

そのような形の中で、現況重視の中でこのようなものにしたということです。

もう一つ、それは76ページの道路の話です。

それから、もう一つ将来の土地利用のゾーニングといいますのは、これは先ほどお話が

ありましたように、ページ数では73ページでございます。

この73ページというのは、先のこの協議会で、委員研修の折に私がお話をさせていただきましたが、そのときには、黄色い色が塗ってあった図面をお渡ししたと思います。そのときの黄色が、実は本日は白でございます。

この白というのは青地で、何も建たない。いわゆる農地を専門にしているということですね。

この73ページの赤色の部分が、市街化区域です。

で、その周りを取り囲んでいるのが、いわゆる白地、これが今後、開発の余地がある。そういう状態から眺めてみると、白いところは一気に都市化はしないだろうという考え方です。

それを第一基本線に置いていった場合に、祖父江の総合計画、稲沢の総合計画、平和の総合計画をした場合に、何を拠点的な施設にしようか、その拠点を結ぶ道路から、将来的な市街地はどうあるべきかと。

それが、現況の土地利用、それから法規制の中から求めてみますと、77ページに将来はこの程度になるであろう。

これが欲張ったように市街化区域をどんどん増やせばいいではないかという話は、今後、人口が先ほどのように減っていく、減っていったときに住宅はいるのかといたら、住宅は今後あまり必要ないでしょう。そうしたときに市街化区域の拡大はやれるのか。そうしたら工場は建てられるのか。工場はどうだということで、みんなは希望的には市街化を望まれますが、工場だって産業の空洞化で外へ行った。

今後は少子高齢化で、ものが今まで100作られたものが、人口が減っていくと90、80と減るわけですね。そのときに、工場が果たして来るのかということを想定すると、あまり欲張った市街化区域でもいかならう。

したがって、この77ページの図面は、現在市街地を中心にピンク色からこの黄色い矢印が出ています。

そのにじみ出しというのが、市街化区域に将来的には、いいのではなからうか。

稲沢においては、現在の稲沢西春線と、春日井稲沢線のその範囲の間で将来市街地を考えてみる。

だから、連担ということは考えられませんので、祖父江は現在の町から森上の駅の方へ伸びていくだろう。

この関係なら青地も、青地というのは建物が建てない土地もありますので、そこから森上のほうに伸びていくだろう。

それから、平和町については、現在の市街化区域から六輪駅を中心として東へこの南東の方向へは伸びる可能性がある。それ以外のところは、やはり青地ですので、将来的に実現可能でないことまでも、市街化区域が欲しいからといって伸ばすわけにいかないである

うという中で、この図面が出てきました。

先ほどの広域レクリエーション拠点としてうたうならば、そのときには話はなかったのですが、やはり道路はあったほうがよからうという提案です。

これはいろいろの中で進めてまいりましたが、今日そういう形で、やっぱり道路はあったほうがいいのではないかと。

例えば、ワイルドネイチャーランドとおっしゃいましたけれども、そういう特殊なところがあるので、スムーズにその観光地というのか、レクリエーション施設のところに行けたほうがいいたろうというようなお話でありましたので、今日まで私どもが進めてまいりました幹事会までのご報告と、私のこの図面に対しますそれまでの経緯につきまして、ご説明をさせていただきますので、よろしくご理解をお願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

よろしゅうございますか。

それでは、今話題になっておりますこの77ページの道路の問題につきましては、一部手直しをさせていただくこととして、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（服部幸道 稲沢市長）

はい、事務局。

事務局（大野紀明 事務局長）

今、異議なしのお言葉をいただきました。

私どもでは、今のご理解、事務局として今後調整をかけさせていただきますが、76ページのそのこのところの図面と、77ページも一部が変わるということでご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま事務局が説明しましたように、ほかの面の図面も関連して一部直させていただく部分が生じるということだけは、ご理解いただきたいとします。

ほかにご意見ございませんか。

ご意見もないようでございますので、ただいまご指摘をいただきましたことを修正しながら、「新市建設計画の総論検討」につきましては、進めさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、「住民懇談会の日程（案）」につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

79ページをお願いいたします。79ページには「住民懇談会の日程（案）」ということでお示しをさせていただいております。

先般、委員の皆様におかれましては、ご出席をいただける日にちのほうをお聞かせいただきまして、それに基づきまして、このような表で一覧表に表させていただいたものでございます。

なお、1号委員につきましては、それぞれの市町すべてご出席を願うという前提で計画をさせていただいております。

したがって、2号、3号の委員につきましては、ご予約等を含めまして回数等もある程度バランスよく取れた形で、自分の市町以外のところにご参加をいただくということで、このような日程の割り振りをさせていただきました。

なお、懇談会の持ち方、さらにどのような資料で行うか等につきましては、後日、委員の皆様方とさらに打ち合わせをしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、「住民懇談会の日程（案）」につきまして、説明が終わりました。

何か委員の皆様方からご意見がありますれば、頂戴いたしたいと思います。

ご意見はありませんか。

ご意見もないようでしたら、次へ進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ご質問もないようでございますので、「住民懇談会の日程（案）」につきましては、このように進めてさせていただいて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。「住民懇談会の日程（案）」につきましては、このように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますを申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、この日程で住民懇談会へご出席いただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

続きまして、「合併シンポジウムの開催計画（案）」につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

81ページをお願いいたします。

「市町村合併シンポジウムの開催計画（案）」でございます。

日時は、平成15年10月19日、日曜日、時間は、午後1時30分から4時まででございます。

場所につきましては、市民会館の中ホールを予定いたしております。

出席、いわゆる講師等の関係でございますが、基調講演につきましては、関西学院大学学長補佐 小西砂千夫 氏を予定させていただいております。

パネルディスカッションにつきましては、コーディネーターを小西砂千夫 氏をお願いをいたしまして、パネリストにつきましては、1号委員からご1名ご選考をお願いさせていただくという内容でございます。

3号委員につきましては3名という形で、3号委員の中からそれぞれ各市町の方から1名、互選をお願いするものでございます。

なお、当日のシンポジウムの次第でございますが、テーマにつきましては「市町村合併」ということで、サブタイトルといたしまして「1市2町夢のまちづくり」という形のテーマでございます。

時間につきましては、1時半から開会をさせていただきまして、開会あいさつ、服部会長のほうからお願いをするものでございます。

13時40分から基調報告ということで副会長をお願いをするということで、ここにつきましても、前のほうにございますパネリストの件も含めまして、ご調整をお願いするものでございます。

13時55分から基調講演のほうをお願いいたしまして、途中休憩を挟みまして、14時45分から15時45分までパネルディスカッションを行いまして、15分ほどの質疑応答、午後4時の閉会ということで、このような計画で進めさせていただくものでございます。

さらに確認でございますが、パネリストの1号委員から3号委員、さらに基調報告につきましても、別途このような形をお願いをしたいという計画でございます。

以上でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

今、事務局の説明が終わりました。

「合併シンポジウムの開催（案）」につきましては、特にご意見、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思っております。

ご意見ございませんか、ご質問ありましたら頂戴いたしたいと思っております。

ご意見や質問もないようでございますので、「合併シンポジウムの開催計画（案）」につきましては、このように進めさせていただきます。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(服部幸道 稲沢市長)

ありがとうございました。そのように進めさせていただきます。

次に、シンポジウムの開催はお願いを申し上げたとおりでございますが、「合併協議会の進め方」につきまして、ご説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

資料83ページをお願いいたします。

「合併協議会の進め方」ということで資料のほうをお示ししてございますが、今後、協議をしていただく基本的な事項ということで、再確認の意味も含めまして、こちらのほうで資料として提唱させていただきました。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程ということで、15年7月8日に第1回の協議会のほうで決定をいただきました。

「事前提案の原則」ということで、第6条には「協議事項については、協議を行う会議の前の会議において提案し、説明を行うよう努めるものとする。」という内容でございます。

下にも記載をさせていただいておりますが、通常、各それぞれの協議会におきまして、協議を行う会議の前の会議に、いわゆる調整案を提案させていただくと同時に説明をさせていただきますまして、一旦それらを持ち帰っていただきまして、検討いただくという手法が一般的な形で取らせていただいているというような状況でございます。

当協議会におきまして、このように事前提案の原則を明らかにさせていただくために、先ほど申し上げましたように、運営規程第6条の中で取扱いについて定めさせていただいているというような内容でございます。

この中で、取扱いにつきまして努力義務というふうにして止めさせていただいておりますように、第1回の会議におきましては、そのときに決めなければならない、例えば、運営上の規程等につきましては、そのときにお決めいただかなければならないというような形もございまして、事前提案につきまして不可能であるというような点もございます。

ただ、当協議会といたしましては、事前提案の最大のメリットを最大限に生かすために、事前提案をさせていただいた後、次の協議会を行うまでの会議の中で、さらに状況に応じまして調整案を修正する場合もあることを想定いたしまして、このような形で表させていただいた内容のものでございます。

先ほども申し上げましたように、事前提案の原則につきましても、事務局といたしましても最大限守っていくという内容のものでございます。

以上、概略の説明を終わらせていただきます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。

この件につきましてご意見、ご質問がありましたら、頂戴いたしたいと思います。

ご意見、ご質問はありませんか。

ご質問もないようでございますので、「合併協議会の進め方」につきましては、このようにさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、「合併協議会の開催予定」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

85ページをお願いいたします。今後の「合併協議会開催予定」でございます。

第4回協議会、日時は、平成15年10月21日、火曜日、午後1時30分から午後4時30分の予定で、場所は、祖父江町の総合センター2階の研修室を予定いたしております。

内容につきましては、A群の調整案、B群の調整案でございます。

A群につきましては、先ほども提案させていただきました「財産及び債務の取扱い」等、地域審議会の取扱いの4件でございます。

さらにB群の調整案の提案ということで、このB群につきましては、「地方税の取扱い」、「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職の身分の取扱い」、「条例・規則等の取扱い」、「事務組織及び機構の取扱い」ということで先般協定項目一覧、いわゆる協議日程ということでお示しをさせていただいた内容で、それぞれ調整案と提案をさせていただく内容のものでございます。

続きまして、第5回協議会でございます。

日時は、平成15年11月5日、水曜日でございます。

午後1時30分から4時30分まで、場所は、稲沢市民会館の小ホールを予定いたしております。

内容につきましては、先ほど申し上げましたB群の調整案、C群の調整案の提案でございます。

C群につきましては、「一部事務組合等の取扱い」、「使用料、手数料等の取扱い」、「諮問機関等の取扱い」、「補助金・交付金等の取扱い」、「町名、字名の取扱い」、「慣行の取扱い」、「行政区の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」というふうに多くの内容になっております。

さらには、主要事業、県事業、公共施設の整備検討、財政計画の検討等を予定いたしております。

以上が、今後の合併協議会の開催予定でございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、説明が終わりました。

何かご意見、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思います。

ご質問はありませんか。

ご質問もないようでございますので、「合併協議会の開催予定」につきましては、このように進めさせていただきますので、そのようにさせていただいて、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

ありがとうございました。

それでは、「合併協議会の開催予定」につきましては、このように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日本日予定をしておりました議事は、すべて終了いたしました。

長時間にわたりまして、慎重審議賜りまして、誠にありがとうございます。

これをもちまして、第3回の会議を終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

基本4項目につきましては、くれぐれもひとつよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

午後3時52分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成15年10月14日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 野 村 英 治 印

議事録署名者 鈴 村 清 印